

「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）」に関するQ&A（2026年5月29日更新版に対応）

CL及び関連のQ&A、記入要領等は、経済産業省ホームページ※で、随時更新されていますので、最新の様式や資料をご確認のうえで、CLを作成・提出してください。

2026年7月1日 CISTEC 自主管理分科会

CL記入にあたって、各企業等で判断に迷われる場合には、安検室にご相談ください。

※経済産業省ホームページ「企業等の自主管理の促進」：https://www.meti.go.jp/policy/ampo/compliance_programs.html

| 質問 | 経産省ご回答 |
|--|--|
| 【Ⅰ 輸出者等基本情報】 | |
| Q 1 7項「親又は子会社等情報」に関する記入要領で、令和7年においては「現時点にて把握している法人について可能な範囲で記載」となっていたが、当社規則では通常兵器キャッチオール規制の客観要件にあたる場合についてのみ、16項(1)にあたるか否かを確認しているため、現時点でも全ての取引について16項(1)の確認を行っていない。令和8年度についても、可能性のある子会社等を網羅的に記載することでよいか？ | 16項(1)を先に確認して客観要件を後で確認する企業も、客観要件を先に確認してから16項(1)を確認する企業もある。後者のケースについての対応方法についての質問と理解する。この場合には、輸出等を行うすべての子会社等についてリスト化しても構わない。 なお、本リストに記入不要なケースとしては以下がある。 ①国内に閉じる取引のみを取り扱う企業 ②輸出等を行うが、「リスト規制品目」や「16項(1)の貨物とそれに関する技術」の取り扱いの無い企業 |
| Q 2 7. 親又は子会社等情報において、「リスト規制貨物等や16の項（1）の特定品目として指定された貨物等を取り扱っている法人を記載」とあるが、リスト規制貨物等と特定品目を同じリストで記載するのは違和感があります。 | 管理方法は企業によって異なる。分けて記載することは必要ではないが、企業の管理の都合で分けても良い。 |
| Q 3 7親または子会社情報：親会社・子会社に関する情報は、一覧や出資比率、CP番号の記載まで求められており、子会社の設立や株式譲渡、第三者割当増資などの情報の更新が必要となるため、グループ全体の動きを把握し続けることは手間を要する。 | グループ会社の輸出等の状況や、出資状況を把握するために、グループ全体の動きの把握は実施していただきたい。 |
| Q 4 7. 「親又は子会社等情報」の欄。「※日本からの輸出等した貨物等を取り扱っている法人を指します。」とあるため海外子会社だけ記載すればよいのか、日本国内の子会社等で輸出を行う企業を含むのが、分かりにくい（前段の記述と矛盾していると思われる）。 | 『輸出等』には、輸出を前提とした国内取引も含まれる。モデルCPのとおり。 |
| Q 5 「日本からの輸出等した貨物等を取り扱っている法人」という海外拠点を想起する。必ずしもすべての企業が『輸出等』の定義に国内販売が含まれると理解しているわけではないと考えられるので分かりやすくしていただきたい。 | 今後の記入要領の改定時に検討したい。 |
| Q 6 7. 「親又は子会社等情報」の欄の「子会社」定義、グループ会社の対象範囲についての解釈が難しい。 | 用語の定義や設問の解釈等について、迷われる場合には、安検室にご相談ください。 |
| Q 7 記入要領への反映・更新が複数回あったことで昨年度はCL作成完了の目的が困難であった。 | 昨年度は初年度で変更があったが、今後は昨年よりも変更頻度は少なくなると思われる。 |
| Q 8 従業員数について、CLの記入要領には、出向者を含むか等の詳細な定義が記載されておらず、前年どのような基準で集計したか等々に問題となることがあるため、明記してほしい | 従業員数についての定義付けはしない。各社で適切と思われるものを記入していただきたい。 仮に昨年度と集計基準が違っていても、極端な違いがある場合は事情を何うことはあるかもしれないが、特に問題はない。 |
| Q 9 Ⅰ 輸出者等基本情報_7 親又は子会社の情報のフォーマット、ブルダウんに「出資関係なし」の選択肢があるのはなぜでしょうか。 出資関係のある法人を記載だが、出資関係のない選択肢があるように見受けられます。 また、輸出者等基本情報_7 親又は子会社は定義自体が難しい、とは感じております。 | 「出資関係なし」を選択する場合として、株式の持ち合いや、兄弟会社の場合、資本関係のない販売代理店の場合などがある。 |
| Q 10 輸出者等基本情報について) 上場企業の出資者等の情報は公開されておりAI等のツールで収集可能と考えられますので上場企業については、記入を免除する等の負担軽減をご検討いただけますとありがたいと思います。 | 上場企業であっても記入していただきたい。経産省でCLは千数百件確認することになり相当な負荷がかかり、AIを活用するとしても真実性が担保されていないため難しい。自社のことであるので、上場／非上場に関わらず、自社で記入いただきたい。 |
| Q 11 1. 「様式3」シートの【事業内容及びURL(HP等)】欄について CL記入要領では「登記簿上の事業目的、HP等で公開している事業内容などを記入してください。」と掲載されていますが、弊社の「登記簿上の事業目的」を記入するには欄が小さくて記入しきれないです。それで昨年度のCLでは、弊社HPで公開している事業領域(事業部門名)の名称くらいしか記入していません。これで本当に良かったのかと思うところがありました。 こうしたことから「登記簿上の事業目的」の記入の方が適切でしたら、この欄を大きくして頂けると幸いです。 2. 「様式3」シートの【主要取り扱い(製造)製品等】欄について 上記1と類似の内容になりますが、弊社は小さいながらもコングロメイト企業でして、様々な主要取り扱い製品があります。 それで、この欄が小さくて主要取り扱い製品を記入しきれず、どの主要製品を削ろうか、かなり悩みましたので、この欄を大きくして頂けると幸いです。 | 企業によって記入内容・方法は異なっているが、事業内容はだまかに把握する目的のため、概要を記載してもらえばよい。主要取扱製品も企業の判断で必要なものを記載してもらえばよい。登記簿上の情報をそのまま記載しても良いが、行の高さを変更できるようにしているので、必要に応じて行高を調整して記載してもらえばよい（行を追加することはできない）。 |
| Q 12 7 親又は子会社情報について 昨年度のCLでは、「Ⅰ 輸出者等基本情報、7 親又は子会社情報」の欄に対して弊社が50%以上出資する国内の子会社として1社登録しましたが、その後の確認により貨物、技術情報について一切輸出、海外提供がないことがわかりましたので、今年のCLにおいてこの1社の子会社としての登録を取り下げたいと考えております。 今年度のCLでは、「Ⅰ 輸出者等基本情報、7 親又は子会社情報」において該当の子会社の記載は不要なのか、記載してチェックリストでその旨を記載すべきなのかご教示いただけますと幸いです。 | 各社状況が変化するので、当該年度の情報のみを記載してもらえばよい。質問のケースでは、昨年度に記載していても、変化があったのならその情報は削除してもらってよい。 |
| 【Ⅱ 輸出管理内部規程情報】 | |
| Q 13 「子会社及び関連会社への指導等実施部門」の『関連会社』の定義が不明瞭 | 用語の定義や設問の解釈等について、迷われる場合には、安検室にご相談ください。 |
| Q 14 監査対象部門を拡大しつつあり、今年度より、部門によっては対象期間が変則的になる可能性がある | 記入要領Ⅱ 5-5のとおり、監査対象期間については、直近事業年度の監査において、最も早く監査を行った日付と、最も遅く監査を行った日付を記入し、監査対象欄、特記事項欄または別紙にその理由を記入すれば良い。 |
| Q 15 旧CLの4-1(1)において、リスト規制貨物等に係る全部門は「毎年」監査を求められています。 非該当貨物等に対する監査の頻度の記載はないので、昨年度（CL提出時に）検査官に質問をしました。 すると「キャッチオール規制貨物等を取り扱う部門」は2年ごと纏めて実施してもよい」との回答がありました。 一方、記入要領（Ⅱ 輸出管理内部規程情報関係）5-1には「キャッチオール規制対象貨物等を取り扱っている部門は数年に一回としている場合など」という例示はありますが、「2年ごと」とは明記されていないため、監査頻度として必須なのか判断できません。 つきましては、「キャッチオール規制貨物等を取り扱う部門」に対する監査の頻度について経産省からの情報があれば共有いただきたくお願いします。 | 2025年5月のQ&AのQ38に記載のとおり、監査頻度は原則として毎年1回以上実施としている。なお、「例えば、リスト規制対象貨物・技術を取り扱う部門に対しては毎年1回実施し、リスト規制対象貨物・技術を取り扱っていない部門に対しては半分ずつ隔年で実施する、といった取組であっても、具体的な監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続（スケジュールを含む。）を定め、当該手続に従って監査を定期的実施している場合には問題ないと考えられます。」としている。この場合、監査の回数欄には「0回」と記入することになるが、「2年ごと」の実施で問題はない。 |
| 【Ⅲ 直近事業年度の輸出等の実績に係る報告】 | |
| Q 16 Ⅲ 3 貨物の間接輸出又は仲介貿易額...「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）」の改定内容に関するQ&A P32) とする中、当該金額の算定やその額面精度の判断に困難さがある点、取引実態があることを確認することが目的"であれば、「取引審査の件数」を記載することが合理的ではないかと考えます。" | 記入要領のとおり、額の算出が困難な場合には、件数の記載で問題はない。 |
| Q 17 「輸出等」の定義を明確にしていきたい。 直接輸出、間接輸出、仲介貿易であると思われませんが、提出者で判断しなければならない場合があります。 | 記入要領の「貨物の輸出等額」の欄の説明のとおり、「輸出等」には、直接輸出、間接輸出、仲介貿易が含まれるとの理解でよい。 |
| Q 18 Ⅲ-5 別表4に掲げる地域への輸出 記入要領の冒頭で別紙は使用しないと記載されていますが、設問には別紙に記載し提出となっています。 紛らわしいため、別紙に記載・提出に修正していただきたい。また、使用しないシート(別紙)は削除していただきたい。 | 「別添」の誤記のため修正する。使用しない「別紙」については、通達に記載しているために残っている。なお、「別紙」に使用しない旨を記載し入力不可としている。 |

| 質問 | 経産省ご回答 |
|--|--|
| 【IV 自己管理チェックリスト】 | |
| Q 1 9 頻繁に帳票の内容が変更されるので、毎年の対応が難しい。 また、経産省からのレスポンスが遅い。 | 昨年度は初年度で変更があったが、今後は昨年よりも変更頻度は少なくなると思う。 7月中に多数の提出があり、処理に時間がかかる。特に後になるほど提出件数が増えるため、早めに提出していただいた方がレスポンスが早くなる。 |
| Q 2 0 IV自己管理チェックリスト2取引審査（6）「大量破壊兵器及び…」の5. の手続...この欄はモデルCPの中でも特に規定されていない中、確認の目的が明瞭になると適切な選択ができると思います（規程等の整備および実効性を求める、法令義務の確認としての設問 など） | 法令義務である。補完規制通達 5.のとおり、安全保障貿易審査課への報告が必要。 モデルCPでは第11条の条文に、ガイダンスでは同条の逐条解説に記載されている。 |
| Q 2 1 10（4）は今後、包括運用の中で特別な事象ではなくなるので、次年以降は通常兵器キャッチオールに注目しての確認は不要ではないでしょうか。また、10（4）は、何の取組状況について確認すればよいのでしょうか。 | 包括許可取扱要領の改正により、リスト規制非該当の特定品目であって客観要件該当であっても、7か国の軍等向けまたは1項許可を受けたものと同一契約の場合には特別一般包括許可が適用できる場合があることとなったところ、10(4)は、その特別一般包括許可の適用可否判断を行っているか否かについての確認が目的。リスト規制該当品目に対する包括許可適用とは異なり特別な意味を持っているため、当面は自己点検していただきたい。 |
| Q 2 2 特定取引の確認について、リスト規制技術の取扱いが限定的であることから、該当の従業員がいる場合は通常の取引審査にて対応予定のため、これに特化した手続きは定めていなかった。同じ状況のグループ会社のうちの1社だけが、「規程等に手続きが定められていないが、運用により手続き等が実施されている。」を意味する「一部規程等に反して実施」を選択という指示を担当官から受けたが、どの担当官からも共通している指示なのか、今年度は当社の記載を見直すべきなのか知りたい。 | 昨年度のプルダウンメニューは誤解を与えやすい表現であったため、プルダウンメニューを改善した。規程等に定めていないが運用により実施されている場合は、<規程等に定めていないが運用により実施>を選択していただきたい。 |
| Q 2 3 提出は新様式ですが、企業の自主管理としては旧様式相当の内容が求められており、実質的には新様式と旧様式の両方を作成する必要があり、作成の負担が増えています | 2025年5月のQ&AのQ27に記載のとおり、「旧CLに関しては、自主管理における監査指針などに活用」いただく（外為法等遵守事項に係る基準を満たすことを確認する）ために残しているが、旧CLの様式により確認・保存することを求めているわけではない（他の監査資料等によりそれらの情報を確認・保管されていればよい）。ただし、立入検査においては、旧様式のCLの提出を求めているために、その際には保存されている資料から転記いただければ良い。 |
| Q 2 4 “チェックリストの確認ポイント”の資料が更新された場合は、旧様式3のExcelフォーマットと、記入例も並行して更新していただきたい。今回確認したところ、2-4（2）の旧様式3のExcelフォーマットと、記入例は未更新でした。 | 旧様式3（旧CL）の「チェックリストの確認ポイント」は旧CLの確認方法を分かりやすくするために、取り組み事例等によってまとめた資料であって、旧CLの項番、項目数と対応するわけではない。指摘の2-4(2)についても項目数は対応しないが、確認ポイントとして必要な項目を「チェックリストの確認ポイント」に記載している。 |
| 別紙（現行版では使用されていない） | |
| 別添 | |
| Q 2 5 3. 「別添」シート [過去5年間における外国ユーザーリスト掲載需要者等への輸出等(外国の企業経由を含む)実績] について過去から公知の技術の提供を継続的に行っていた取引先が「外国ユーザーリスト」に掲載された。その技術は公的規格関連の文書であって当該機関のHPに掲載されている公開資料をダウンロードして「現地に送付」し、現地での規格適合試験のために用いるものだが、この場合でも役務取引の実績として記入する必要があるのか？ | 公知の技術の提供は許可不要だが「役務取引」にあたるため、その場合でも記入していただきたい。 |
| Q 2 6 別添の記載内容について 輸出と間接輸出等が対象取引となっていますが、間接輸出等とは何であるかは明確ではありません。 記入要領では、「3ヶ国を仕向地とする輸出等であって、直接輸出のほか、商社等(外国企業を含む。)を通じた間接輸出の実績」と記載されていますが、輸出等の定義が明確でなく、輸出等の後に「直接輸出と間接輸出の実績」と記載されているため仲介貿易が含まれるのか分かりにくい。 輸出等の定義を予め明確しておくか、記入要領の説明で直接輸出、間接輸出、仲介貿易の実績がある場合とし明確にするのか、どちらかにしていただきたい。 | 可能であれば、仲介貿易を把握して直接輸出、間接輸出及び仲介貿易の実績としていただくことが望ましい。把握できない場合には、仲介貿易を含めなくてもよい。 |
| Q 2 7 別添の「・・・別表第4に掲げる地域への輸出・間接輸出等（外国企業を含む）の実績」において、輸出等時期欄については、同一商社等、同一品目、同一用途、同一最終需要者の場合であっても、月ごとにすべて記入する必要がありますのでしょうか。 | 取引先商社等、品目、用途、最終需要者が同一の場合には、月ごとに行を分けて記載する必要はなく、1行にまとめて記入すればよい。 |
| その他 | |
| Q 2 8 今年3月に輸出申告時に通関業者の法令の理解不足により、通関業者から16項についての該非判定書の提出要求を受けた事案が1件あった。通関業者には、商品説明と16項(1)には該当しない旨を説明して最終的には通関許可となったが、通関現場における法令周知が不十分ではないかと感じた。 | 「通関業者」から問われたのであれば自社から答えていただきたい。 税関からの問い合わせであれば経産省に問合せをするよう税関にお伝えいただきたい。 |
| Q 2 9 CLについて 過去に、受理票の発行が10月にずれ込んだケースがあり、包括許可の期限（11月）との関係で、期限管理および更新手続きにおいて実務上大変苦慮したことがございます。つきましては、受理票の発行が8月中から遅れる見込みの際には、事前にご一報いただけますと幸いです。 | 特に事情がある場合には、個別に相談していただきたい。なお、7月中に多数の提出があり、処理に時間がかかる。特に後になるほど提出件数が増えるため、早めに提出していただいた方がレスポンスが早くなる。 |
| Q 3 0 （年度内での変動がある項目について）CL自体にいつ時点の内容の記載が必要、など項目ごとに記載があるとよい。 基本は期末日時点の記載と理解しているが、そのあたりも提出するCL自体に記載いただくと、経産省様のQ&A等都度確認しなくても効率的に作成できる。 | 提出様式であるCL自体は変更できないため、いつの時点か説明が必要な場合には記入要領に記載している。記入要領等の充実化については引き続き検討する。 |